

第1章 国際競技会及び日本国内競技会と出場資格

第1条 規則が適用される国際競技会

1. 国際競技会は以下に示すとおりである。
 - (a) i ワールド・アスレティック・シリーズ (WAS) に含まれる競技会。
 - ii オリンピック大会の陸上競技プログラム。
 - (b) IAAFが独占的な管理を行っていない、地域、区域またはグループ競技大会の陸上競技プログラム。
 - (c) 単一の地域から参加するように制限されていない、区域またはグループの陸上競技選手権大会。
 - (d) 複数の加盟陸連、または地域、またはその組合わせを代表する異なる複数のエリアから来たチームの対抗戦。
 - (e) IAAFがそのグローバル競技体制の一環として分類し、カウンシルが承認した国際招待大会。
 - (f) 1つの地域陸連が主催した地域選手権、およびその他の地域内競技会。
 - (g) 単一の地域からの参加だけに制限されている陸上競技の区域またはグループの選手権大会。
 - (h) 2以上の加盟団体、または同じ地域の加盟団体の組み合わせを代表するチームの対抗戦。U18およびU20のカテゴリーに属する競技会を除く。
 - (i) 上記の規則第1条1項(e)に規定されるもの以外の国際招待大会または競技会で、出場料、賞金、現金以外の賞品の価値が総額で5万米ドルを超えるもの、または、種目別で8,000米ドルを超えるものが1種目でも含まれるもの。
 - (j) 上記の規則第1条1項(e)に規定されているのと同様な地域のプログラム。
2. 本規則を以下のように適用する。
 - (a) 参加資格の規則（第2章）、紛争を管理する規則（第4章）および競技規則（第5章）は上記の規則第1条1項に掲げたすべての国際競技会に適用する。IAAFによって認められた他の国際

団体は自らの権限においてより厳格な参加資格制度を規定してもよい。

- (b) アンチ・ドーピングの規則（第3章）は上記の規則は、IOC または IAAFが認めたもう1つの国際的な組織がそれぞれの規則に基づきドーピングを実施するオリンピック大会のような場合を除き、第1条1項に掲げたすべての国際競技会に適用し、それらの規則が可能な限り適用される。
- (c) 広告の規則（第8条）は上記の規則第1条1項(a)(i)、(c)、(d)および(e)に掲げたすべての国際競技会に適用する。地域の陸連は、規則第1条1項(f)、(g)、(h)、(i)および(j)に掲げた国際競技会に適用する固有の広告規定を公布できる。
- (d) 第1章の残りの規則（規則第2～7条）は、その適用を個別に制限している場合を除いて、すべての国際競技会に適用される。

第2条 競技会の開催認可

- 1. IAAFは、地域陸連と協力して、全世界の競技システムを指導・管理する責任を有する。IAAFの競技カレンダーとそれぞれの地域の陸連の競技カレンダーが重複しないように、あるいはその重複が最小になるように調整する。すべての国際競技会は、本第2条に従って IAAFまたは1つの地域陸連により認可されなければならない。国際大会を合体または統合してシリーズ／ツアーマまたはリーグ戦を行う場合は、かかる活動に必要な規定または契約条件も含め、IAAFまたは当該地域陸連から許可を受けなければならない。運営は第三者に委託することができる。1つの地域陸連がこれらの規則に準拠して国際競技会を適切に管理できない場合、IAAFは必要に応じて介入し必要な対策を講じることができる。
- 2. IAAFだけがオリンピック大会で陸上競技大会、およびワールド・アスレティック・シリーズに含まれる競技会を組織する権利を有するものとする。
- 3. IAAFは奇数年に世界選手権を主催する。
- 4. 地域陸連は地域の選手権大会を主催する権利を有し、必要とみ

なすことができれば、そのようなその他の地域間のイベントを組織できる。

IAAFの認可を要する競技会

5. (a) 規則第1条1項(b)、(c)、(d)および(e)に掲げたすべての国際競技会は IAAFの許可が必要である。
- (b) 許可証の申請は、当該の国際競技会が開催される国またはテリトリー（領土）の陸連が、大会12カ月前、またはIAAFが他に定める締め切り日前に IAAFに対して行う。

地域陸連の認可を要する競技会

6. (a) 規則第1条1項(g)、(h)、(i)および(j)に掲げられたすべての国際競技会に対して、地域陸連の認可証が必要である。国際招待大会または競技会で、出場料、賞金、現金以外の賞品の価値が総額で25万米ドルを超える場合、または、種目別で2万5000米ドルを超えるものが1種目でも含まれる場合、認可証は、当該地域陸連と IAAFの間で開催日に関する協議が行われるより前に発行してはならないものとする。
- (b) 認可証の申請は、当該の国際競技会が開催される国またはテリトリー（領土）の陸連が、大会12カ月前、または当該の地域陸連が他に定める締め切り日前に適切な地域の陸連に対して行う。

加盟団体が認可した競技会

7. 加盟団体は自国の競技会を認可することができる。また外国人競技者は規則第4条2項および第4条3項の下でかかる競技会に参加することができる。国内競技会に外国人競技者が参加する場合、当該国内競技会に出場する全競技者の出場料、賞金、現金以外の賞品の価値は、総額で5万米ドルを超えてはならず、種目別で8,000米ドルを超える種目があってはならない。IAAF、開催地の加盟団体、または所属陸連の規則の下で陸上競技への参加資格が認められていない場合、競技者は一切、かかる競技会に参加することができない。

【本規則の国内適用】

日本における陸上競技会及び出場資格

1. 競技会の要件

日本陸上競技連盟（以下、本連盟）が公認する陸上競技会は、つぎの要件をみたすものでなければならない。

- (1) 参加競技者の全員が競技者の資格を有していること。
- (2) 本連盟競技規則によること。
- (3) 本連盟の公認競技場で開催すること。
- (4) 審判員は、補助員を除きすべて公認審判員であること。

2. 競技会役員

前項の競技会における役員は、その競技会前に本連盟競技規則およびその競技会の準備委員会要項とによって委嘱する。

3. 競技会出場資格

本連盟が公認する競技会には、次の各号に該当する者は出場を認められない。

- (1) 登録会員でない者。
- (2) 本規則第1章及び第2章に反する者。
- (3) 本連盟または加盟団体の資格審査により、資格停止または競技会出場を禁止されている者
- (4) 代表出場資格を欠く者。
- (5) 外国人競技者にあたっては第6項に定める資格を欠く者。

なお、ロード競技においては、登録会員でない者でも参加を認めることができる。

4. 國際競技会の開催

わが国における国際陸上競技会の開催は、本連盟の承認を得なければならない。親善競技会の開催についても同じ。

外国人競技者の競技参加のすべての交渉は、本連盟を通じまたは承認を得て行わなければならない。ただし、日本に6カ月以上居住する者で、第6項に該当する者の競技参加についてはこの限りではない。

5. 國際競技会の参加許可

登録会員が外国で行われる競技会に出場するときは、その所属する本連盟加盟団体を通じて、本連盟の参加許可証と本規則第1章及び第2章によって競技者であるとの証明書の発行を申請しなければならない。

ただし、その競技会がおこなわれる国のIAAF加盟団体によって

承認された競技会でなければ、本連盟はその競技会の参加許可証を発行しない。

6. 外国人競技者の出場資格

外国人競技者は、その者の属する国のIAAF加盟団体から競技者資格および競技会参加許可に関する証明書を得て、これを提出すれば本連盟が公認する競技会にその競技会の規定に基づき出場することができる。

第3条 国際競技会を実施するための統括規則

- カウンシルは本規則に準拠して国際競技会を実施し、競技者、競技者代理人、大会組織者および複数の加盟陸連の関係を律する規定を定めることができる。カウンシルはこれらの規定をうまく適合するように変更または修正できる。
- IAAFおよび地域陸連は、適用できる規則や規定に確実に準拠しているのを確認するために、IAAFおよび地域陸連の許可証をそれぞれ必要とする国際競技会に参加する1名以上の代表者を指定できる。

IAAFまたは地域陸連の要請により、そのような代表者（単数または複数の）は、問題の国際競技会が終わってから30日以内に準拠性に関する報告書を提出する。

第4条 国際競技会で競技するための要件

- いずれの競技者も下記に該当しなければ、国際競技会に参加することはできない。
 - 加盟団体に所属しているクラブのメンバー。あるいは、
 - 自分自身が加盟団体に所属している。あるいは、
 - そうでなければ加盟団体の規則に従うことに同意している。

かつ、

 - IAAFがドーピングコントロールの責任を負う国際競技会（以下の規則第5条7項参照）については、規則、規定および手続きガイドライン（随時修正）によって拘束されること、およびIAAFまたは加盟団体と起こりうる紛争は、これらの規則に規定されていない裁判所や機関に持ち込むことなく、これら

の規則に従い裁判に付託することに合意するという IAAFの書式で契約書に署名している。

2. 加盟団体は、いかなる競技者またはその加盟団体に所属しているクラブが当該加盟団体の書面による承諾なしに、外国の国またはテリトリー（領土）における陸上競技会に参加できないことを求めることができる。

その場合、競技会を開催する加盟団体はいかなる外国の競技者またはクラブも、その競技者またはクラブに参加資格があり、その国または関係するテリトリー（領土）で競技することが許されていることを証明する許可証がなければ、いかなる競技会にも申し込みをすることを許可してはならない。加盟団体はそのような認可証の要件を IAAFに通知する。本規則に準拠することを促進させるために、IAAFはそのような要件を有する加盟団体のリストを IAAFのウェブサイトに掲載を続ける。

3. もしその加盟団体の規則がそのような認可を求めるならば、いかなる競技者も本来所属している陸連の事前承認なしに、外国への登録をすることはできない。そのときでもその競技者が居住している国またはテリトリー（領土）の陸連は、その競技者の出生地の陸連の事前承認がなければ、もう1つの国またはテリトリー（領土）における競技会にどんな競技者の申し込みもできない。本規則においてすべての場合、その競技者が居住している国またはテリトリー（領土）の陸連は、その競技者の本来の陸連に文書で要請しなければならず、本来の陸連はその要請に対する返事を書面で30日以内に出さなければならない。これらのやりとりは両方とも、受領確認ができる方法で行わなければならない。受信を証明する機能を有する電子メールはこの目的の条件を満たしている。その競技者の本来の陸連からの回答が30日以内に届かなければ、承認されたものとみなす。本規則に従い承認を求めた要請に対し、理由を付した否定的な回答があった場合、競技者または競技者が居住している国またはテリトリー（領土）の陸連は、その決定に対して IAAFに提訴することができる。IAAFは本規則に基づく提訴手続きのガイドラインを発行しなければならない。また、このガイドラインは IAAFのウェブサイト

に掲載しなければならない。

本規則に準拠することを促進するために、IAAFはそのような要件を有する加盟団体のリストを IAAFのウェブサイトに掲載を続ける。

注：規則第4条3項は、その年の12月31日現在で18歳以上の競技者に対して適用する。この条項は、ある国またはテリトリー（領土）の市民でない競技者、または政治難民には適用しない。

第5条 加盟団体代表となるための資格

1. 規則第1条1項(a)、(b)、(c)、(f)および(g)に定められた国際競技会においては、各加盟団体は、その加盟団体が代表する国または地域の市民権を持ち、規則第5条に規定された資格要件に同意した競技者によってのみ代表されなければならない。
2. 規則第1条1項(a)、(b)、(c)、(f)または(g)の国際競技会に一度も出場したことのない競技者は、下記に掲げる条件のいずれかを満たしていれば、第1条1項(a)、(b)、(c)、(f)または(g)の国際競技会において加盟団体の代表者となることができるものとする。
 - (a) 本人がその国（または領土）で生まれたことによって、あるいは、その国（または領土）で生まれた親、祖父、または祖母を持つことによって、当該国（または領土）の市民である者。
 - (b) 市民権の取得により当該国（または領土）の市民となった者。
ただし、この場合、競技者本人の申請に基づき市民権を取得了日から1年経過後に、加盟団体の代表者となる資格が発生するものとする。この市民権取得後1年経過という要件は、下記のとおり、取り消しまたは期間短縮される場合がある。
 - i 上記要件は、当該競技者が当該国際競技会の直前1年間連続して当該国（または領土）に居住していた場合、取り消されるものとする。
 - ii 上記要件は、カウンシルの判断で例外的に取り消しまたは期間短縮される場合がある。期間短縮または取り消しを求める申請は、加盟団体より IAAF事務局に対して、当該国際競技会の30日前までに、書面の提出をもって行わなければならないものとする。

3. 規則5条4項により、規則第1条1項(a)、(b)、(c)、(f)または(g)の国際競技会で、ある加盟団体を代表したことのある競技者は、規則第1条1項(a)、(b)、(c)、(f)または(g)の国際競技会で、他の加盟団体を代表して競技する資格はない。
4. 規則第1条1項(a)、(b)、(c)、(f)または(g)の国際競技会で、ある加盟団体を代表したことのある競技者は、以下の条件下においてのみ、規則第1条1項(a)、(b)、(c)、(f)または(g)の国際競技会で、他の加盟団体を代表して競技する資格（特に言及がなければ即時）を持つ。
 - (a) 加盟団体となっていた国またはテリトリー（領土）が他の国に併合され、その国がすでに加盟団体であるか、その後、加盟団体となる場合。
 - (b) 加盟団体となっていた国またはテリトリー（領土）が消滅し、競技者が、条約の批准によって、または、国際レベルでの承認によって新しくできた国の市民となり、その後、その国が加盟団体となるとき。
 - (c) 加盟団体となっていた国またはテリトリー（領土）に国内オリンピック委員会がなく、競技者が、宗主国の代表としてオリンピックに出場する資格を得たとき。この場合、オリンピックで宗主国の代表となったことは、規則第1条1項(a)、(b)、(c)、(f)および(g)の他の国際競技会でテリトリーを代表し競技を続けることの資格になんら影響はない。
 - (d) 新しい市民権を獲得したとき：この場合、競技者は、規則第1条1項(a)、(b)、(c)、(f)および(g)の国際競技会において、競技者の申請に基づく新しい市民権を取得してから3年間は、新しい加盟団体を代表して競技することはできない。ただし、3年という期間については、下記のとおり、短縮または取り消すことができる。
 - i 両加盟団体が合意した場合、当該期間を12カ月に短縮することができる。かかる期間の短縮は、両当事者の合意についての書面による通知をIAAF事務局が受け取った時点で有効となる。
 - ii 上記要件は、当該競技者が当該国際競技会の直前3年間に

わたり連続して、当該国（または領土）に居住していた場合、取り消されるものとする。

iii ごく例外的なケースに限り、カウンシルの承認を得た上で当該期間を短縮または取り消すことができる。本件の申請は、かかる変更の対象となる国際競技会の30日前までに、関係する競技団体から書面で IAAF事務局に提出されなくてはならない。

(e) 二重の市民権：この場合、2つ（またはそれ以上）の国または地域の市民権を有する競技者は、いずれかの加盟団体を選択して代表することができる。ただし、規則第1条1項(a)、(b)、(c)、(f)および(g)の国際競技会において、その加盟団体を一度代表した場合、最初の加盟団体を最後に代表した日から3年間は、規則第1条1項(a)、(b)、(c)、(f)および(g)の国際競技会において、その市民権を有する他の加盟団体を代表することはできない。ただし、この3年という期間は、下記のとおり、短縮または取り消すことができる。

i 両加盟団体が合意した場合、当該期間を12カ月に短縮することができる。かかる期間の短縮は、両当事者の合意についての書面による通知（両当事者の署名を付したもの）を IAAF事務局が受け取った時点で有効となる。

ii ごく例外的なケースに限り、カウンシルの承認を得た上で当該期間を短縮または取り消すことができる。本件の申請は、かかる変更の対象となる国際競技会の30日前までに、関係する競技団体から書面で IAAF事務局に提出されなくてはならない。

規則5条4(e)の適用は、二重国籍を持って生まれた競技者に制限される。新しい市民権を得た（例えば、結婚によって）という事実によって、元の市民権を放棄することなく2つ（またはそれ以上）の国または地域の市民権を有する競技者は規則5条4(d)の規程に従うものとする。

5. 本規則第21条2項の規定により、本規則に基づいて競技する競技者の参加資格は常に、競技者の所属する加盟団体によって保証されるものとする。競技者が本第5条に基づく有資格者である

ことの立証責任は、競技者が所属する加盟団体と競技者本人の側にある。加盟団体は IAAFに対し、競技者が有資格者であることを示す有効かつ真正な証明書と、必要に応じて競技者の資格を明確に示すその他の証拠書類を提供しなければならない。IAAFから要請があった場合、加盟団体は、競技者が本条に定める資格を有していることを立証する上で依拠したすべての書類の謄本を提供するものとする。

第6条 競技者への支払い

陸上競技は、広く門戸を開設されたスポーツであり、本規則および規定の適用を受けるものの、競技者は、陸上競技会に出場、参加、競技することに対し、または陸上競技への参加に関連したその他の商業活動に従事することに対しても、現金または適切であればどんな方法であっても、支払いを受けることができる。

第7条 競技者代理人

1. 競技者は、自分の競技プログラムの交渉業務および契約を交わしたその他の事項を競技者代理人に委託することができる。または競技者自身が自らの競技プログラムの交渉をすることができる。
2. 曆年末時点で標準種目の「IAAFトップ30人」のリストに記載されている競技者は、その翌年に、競技者代理人でない人物との間で、上記の業務にかかる未公認の競技者代理人との間で業務委託契約を締結したり、かかる契約の期間を延長したりしてはならない。
3. 加盟団体は、合理的に行動し、競技者代理人を公認し承認する責任を負う。各加盟団体は、自国の競技者の代理を務める競技者代理人、加盟団体の国または地域内に事務所を有する競技者代理人、ならびに自国の国民である競技者代理人に対し、管轄権を有するものとする。
4. カウンシルは、加盟団体のかかる責務遂行を支援するために、競技者代理人に関する規定を発行しなくてはならない。さらに、競技者代理人規定で、競技者代理人に関する各加盟団体の規定

に盛り込むべき必須要件を提供しなくてはならない。

5. 各加盟団体はその憲章の中に以下の条項を盛り込まなくてはならない。「競技者と競技者代理人との交わされるすべての契約書は、IAAF競技会規則及び競技者代理人規定に合致しなくてはならない」
6. 競技者代理人は、高潔な人格と立派な評判の持ち主でなくてはならない。求めに応じて、代理人の業務を担当するに足る十分な教養と知識を有することを証明するために、当該規定に従って実施する試験に合格しなければならない。
7. 競技者代理人を公認及び承認した各加盟団体は、毎年その一覧をIAAFに提出しなければならない。またIAAFは公認競技者代理人リストを毎年発行するものとする。
8. これら規則や規定に反した競技者および競技者代理人は、本規則および規定により処罰の対象となる。

第8条 国際競技会における広告および展示物

1. 規則第1条1項(a)から(h)に従って開催されるすべての国際競技会で認められる広告および宣伝の性質を持つ展示は、本規則の条件および別途定められる規則に従わなければならない。
2. カウンシルは、広告の形態および本規則に基づき開催される国際競技会において宣伝用またはその他の素材が展示される方法に関する詳細な指針となる規定を隨時議決することができる。これらの規定は、少なくとも以下の原則に従わなければならない。
 - (a) 本規則に基づき開催される競技会において許される広告は、商業広告またはチャリティー広告に限る。政治的主張の推進や圧力団体の利益を目的とする広告は、国内的、国際的の如何を問わず、これを禁止する。
 - (b) 大会の趣旨に照らして、品位に欠ける、混乱のもとになる、不快、侮辱的、あるいは不適当とIAAFが判断する広告は掲出してはならない。テレビカメラが競技会を映すのに部分的にでも妨げになる広告は展示してはならない。すべての広告は、適用される安全上の法令・規則を守らなければならない。
 - (c) たばこ製品の広告は禁止する。アルコール製品の報告も、カ

ウンシルが特別に承認した場合以外禁止する。

3. カウンシルはいつでも本規則による規定を修正することができる。